

松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 2 月 9 日

令和6年松戸市農業委員会2月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年2月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一		
明・矢切区域	齋藤香	東部区域	湯浅雅之
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	小林直一
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

15番	相田敏克
明・矢切区域	平川正俊

1. 関係課出席職員 農政課

課長	田嶋和彦	主任主事	榎本稔
----	------	------	-----

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補佐	榊孝弘
主幹兼係長	武井博子	主査	落合利彦

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年2月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が5名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号5番、渡邊洋子委員、議席番号6番、加藤万里子委員の両委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から2号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から8号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課、よろしく申し上げます。

農政課長 農政課、田嶋です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件1件になります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、ピンクの冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は東平賀、現況地目は畑、面積は998平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、アイスパラント、カリフラワーを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦勇司委員。

杉浦（勇）委員 議席番号2番、杉浦勇司です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま杉浦勇司委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

◎議案第2号

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号3番、横山定勝です。

去る2月5日月曜日、議案第2号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、渡邊洋子農業委員、渡来和治農業委員と私の3名により、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については3ページから4ページ、申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところに載っております。

申請地は1筆で、面積は1,047平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、遺贈に伴う所有権移転です。

譲受人及び譲渡人の申請理由は、遺贈のためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。また、譲受人の耕作従事日数は、構成員1名で300日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

農機具については、トラクター1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ジャカイモの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第2号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきとの意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま横山座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。私は、審査会の意見に賛成いたします。お諮りをお願いいたします。

議長 長 ただいま湯浅雅之委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長 ご意見ないようであります。

これより議案第2号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番を議題といたします。

申請概要の説明と審議会における意見報告をお願いします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番についてご説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については5ページから6ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の5ページのところに載っています。

申請地は10筆で、面積は合計7,690平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人及び譲渡人の申請理由は、贈与のためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員4人で1,100日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機 2 台、トラクター 2 台、動噴 3 台、貨物自動車 1 台を所有しており、申請地を耕作するには充分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ハウレンソウ、ナス、ピーマン、トマトなどの野菜を栽培することです。

以上、審査会では、議案第 2 号の 2 番について慎重審議の上、農地法第 3 条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断いたしました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま横山座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員、齋藤です。

圃場は家の周りにまとまっていて管理しやすく、日当たり良好で、長年続けてほしいと思います。私は賛成します。ご審議ください。

議 長 ただいま齋藤委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第 2 号の 2 番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第 2 号の 2 番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書 3 ページ、報告事項 1 から 15 ページの報告事項 8 についてご報告させていただきます。

まず、3 ページ、報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により 1 件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、4 ページから 6 ページ、報告事項 2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてですが、5 ページ下段の記載のとおり、11 月分として、田 1 件、1,270 平方メートル、畑 17 件、1 万 368 平方メートル、合計 18 件、1 万 1,638 平方メートルの届出を受理しました。

次に、7 ページから 9 ページ、報告事項 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてですが、9 ページに記載のとおり、田 3 件、1,999 平方メートル、畑 24 件、1 万 4,925 平方メートル、合計 27 件、1 万 6,924 平方メートルの届出を受理しました。

次に、10 ページ、報告事項 4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より 2 件の照会があり、2 件の非農地回答をしました。

次に、11 ページ、報告事項 5 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1 件を県知事宛に送付しました。

次に、12 ページ、報告事項 6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 10 件を交付しました。

次に、14 ページ、報告事項 7 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障及び死亡による買取り申出が生じたため、2 件の証明書を交付しました。

次に、15 ページ、報告事項 8 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、記載のとおり 1 件の報告がありました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和 6 年 2 月総会を終了いたします。

閉会 午後 3 時 16 分